

令和3年第8回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和3年8月31日(火)午後2時00分

場 所 白河市役所 本庁舎 正庁

2. 会議構成人員(15名)

出席農業委員(12名)

1番	鈴木俊信	委員	4番	小松勝恵	委員
6番	橋本賢一	委員	8番	山内喜一	委員
9番	深谷宏光	委員	10番	早津和一	委員
11番	山本繁夫	委員	12番	有賀良雄	委員
14番	齋藤茂	委員	15番	塩田一也	委員
16番	秋元幸一	委員	19番	矢野正則	委員

欠席農業委員(3名)

3番	根本一郎	委員	5番	小泉光敏	委員
7番	樋口幹夫	委員			

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取消について
- 4 議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	鈴木 誠之	次長兼係長	鈴木 健一
主任主査	真船 美和子	副主査	三浦 隆史
表郷分室長	小針 博之	大信分室長	新井 修治
東分室長	藤田 和宏		

◎開 会

事務局長 皆さん、こんにちは。

本日も大変ご多用の中、そしてまた暑い中、総会にご出席を賜りありがとうございます。
定刻となりましたので、これより始めさせていただきたいと思います。

今月、ちょうどお盆の週でしたが、国内では前線が停滞していた影響もありまして、九州などの西日本の広い範囲で激しい雨となり、各地に土砂災害や水害による大きな被害をもたらしました。

そしてまた、こういった集中的な豪雨による災害は、ご承知のようにここ数年、毎年のように日本のどこかで発生しております。

いつ起こるか分からない災害からご自身の身を守るためには、何よりもまず情報を収集することが大切であります。一昔前であれば、テレビ、ラジオが情報収集の主たる手段でありましたが、今日ではそれこそスマホをはじめ多様な手段で防災気象情報を入手できます。続いて、こうした情報から、最悪の場合にはこれから起こり得るであろう、例えば身近に河川があれば、越水や堤防の決壊など、そういった事象が発生した場合にはどうすればいいか、想像力を働かせることが非常に重要であろうと思います。

一昨年秋の台風19号の例もありますように、夏が過ぎたからといって台風は終わったという言い切れません。いざ災害が身近に差し迫ったとき、適切な判断を行うためにも、常日頃から情報収集とともに想像力を働かせる習慣を身につけていただきたいと思います。

それでは、農業委員会等に関する法律に規定する総会の定足数に達しておりますので、ただいまより令和3年第8回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、同じく第5条関係が7件、農地法第3条に規定する許可の取消関係が1件、農地法第2条第1項に規定する農地判断についてが1件、合わせて11件をご審議いただきます。

なお、本日の総会につきましても、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、これまで同様に出席委員を減じて開催するものであります。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに会長より挨拶をお願いします。

会 長 どうも皆さん、こんにちは。

今、事務局からも話がありましたように、本日は11件の議案ということで審議をお願いします。また、本日も委員を減じての総会となります。依然としてコロナの感染者は増えており、予断を許さない状況にあります。どうか皆様方におかれましては、細心の注意で身を守っていただきたいと思います。

また、テーブルの上に農地利用状況調査の資料をお配りしてありますが、間もなく秋の農繁期も重なり、何かと慌ただしくなると思いますので体に気をつけて仕事に精を出していただきたいと思います。

本日はよろしく申し上げます。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名ではありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、8番、山内喜一委員、9番、深谷宏光委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申出がありましたので報告いたします。

3番、根本一郎委員、5番、小泉光敏委員の2名であります。

◎議案第1号

会 長 議案に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、議案書2ページをご覧ください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局（真船主任主査） それでは、3ページをご覧ください。

農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

12番、有賀良雄委員。

有賀委員 その1について報告いたします。

白河五箇地区担当の有賀です。

今回の案件について、去る8月21日土曜日、深谷昭推進委員と現地調査を行いました。前日の8月20日、譲渡人から電話がありまして、21日に参加できないということで、事実には間違いはないということでした。21日、譲受人と午後2時から現地で確認いたしました。内容的には今回の申請について何ら問題もなく、周辺農地、ほかの農業者へは支障ないと判断いたしますので、皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より報告がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その2について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

6番、橋本賢一委員。

橋本委員 表郷金山地区担当の橋本です。

今回の案件について、去る8月24日、譲渡人、譲受人は仕事で休めないということで、代理にお父さんとお会いしました。今回の申請内容を確認した結果、間違いはないということです。皆様の審議、よろしくお願ひします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。令和3年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、5ページをご覧ください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

11番、山本繁夫委員。

山本委員 市内全域担当の山本です。

この案件に関しましては、去る18日に矢野委員、斎藤推進委員と私、3人で現地調査を行いました。

設定人には現地にお越しいただきました。被設定人は全権を委任しているということで、代理人が現地にお越しいただきました。双方とも申請内容については間違いないということと、周囲はほとんど宅地になっておりまして、住宅が建っております。一部、隣の農地と隣接している部分はありますが、農作物の作付はしておらず、草刈りによる管理を行っているような状況でありました。全く周囲に対する影響はないということを確認してまいりました。皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その2について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（鈴木次長兼係長） それでは、10ページをご覧ください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

転用許可の基準といたしましては、一時転用事業が準用されるものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の調査報告について、事務局より報告願います。

事 務 局（鈴木次長兼係長） 農地法第5条その2について、和知俊一推進委員より現地調査の結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、8月25日に根本一郎委員と現地調査を行いました。設定人には8月25日に申請内容について電話で、被設定人には8月26日に申請内容について電話で聞き取りを行い、申請内容について間違いがないということを確認しております。

今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障がないとのことでありま

す。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局（鈴木次長兼係長） それでは、15ページをご覧ください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について、去る8月28日、高橋亨委員と現地調査を行いました。譲渡人、譲受人とは現地にて申請内容について確認しました。双方とも、申請内容について間違いのないことです。今回の申請理由について、周囲は住宅地で、残った農地は譲受人の農地だけなので、他の農地には支障ないと思われま

す。皆様のご審議、よろしくお願

いいたします。会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議

します。事務局より説明をさせ

ます。事務局(鈴木次長兼係長) それでは、20ページをご覧ください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許

りできませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。皆様方の審議のほど、よろしくお願

いいたします。以上です。

会長 地区担当委員の意見を求め

ます。6番、橋本賢一委員。

橋本委員 表郷地区担当の橋本です。

去る24日、譲渡人、譲受人が会社のため、お父さんに確認しました。また、代理人にも申請内容を確認したところ、間違いのないということです。今回の申請に対して、周辺農地の影響はないと思われ

ます。皆様のご審議、よろしくお願

いいたします。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その5について審議

します。事務局より説明をさせ

ます。事務局(鈴木次長兼係長) それでは、25ページをご覧ください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

1番、鈴木俊信委員。

鈴木委員 大沼地区担当の鈴木です。

去る8月27日、邊見敏文委員と現地調査を行いました。譲渡人には8月26日に電話で確認しました。譲受人には8月26日、電話で確認しました。皆様のご審議、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その6について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(鈴木次長兼係長) それでは、30ページをご覧ください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員の調査結果について、事務局より報告を願います。

事務局(鈴木次長兼係長) 地区担当十文字正一推進委員より現地調査結果を承りましたので、事務局よりご説明いたします。

今回の申請について、8月25日に小泉光敏委員と現地調査を行いました。譲渡人には8月25日に申請内容について電話で、譲受人には8月25日に申請内容について電話で聞き取りを行い、間違いがないということを確認しております。

今回の転用による周辺農地への影響、他の農業者への影響は支障がないとのことでございます。

皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その7について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、35ページをご覧ください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

10番、早津和一委員。

早津委員 白河西部地区担当の早津です。

今回の申請について、去る8月28日、高橋亨委員と現地調査を行いました。譲渡人のうち二人には8月26日、電話で確認しました。もう一人には現地で申請内容について確認しました。譲受人は現地で申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。今回の申請について、用水路、排水路のほう、ちょっと農地の一番下の場所なので、ほかの農地、農業者にも支障がないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願い致します。

なお、補足として、塩田委員からクレームがあったんですが、私は地元なのですぐ分かったんですが、地図のはっきりした位置が分からないので、分かりやすいものでお願いしたいと思ひます。

以上です。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませぬか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可の取消についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（鈴木次長兼係長） それでは、議案書41ページをご覧ください。

議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消について。農地法第3条の規定

による取消願があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。令和3年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第3条の規定による許可の取消について、事務局より説明をさせます。

事 務 局（三浦副主査） それでは、42ページをご覧ください。

【その1朗読】

その1の案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、農地法第3条の規定による許可の取消について原案のとおり決定いたします。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事 務 局（鈴木次長兼係長） それでは、議案書43ページをご覧ください。

議案第4号 農地法第2条第1項に規定する農地の判断について。耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かについて、19経営第7907号農林水産省経営局長通知に基づき、審議するものとする。令和3年8月31日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第2条第1項の規定による農地の判断について、事務局より説明をさせます。

事 務 局（三浦副主査） それでは、別にお配りしていますA3用紙の農地・非農地判断対象地リストをご覧ください。

今月、地区担当委員さんに非農地判断における現況確認調査を実施していただきました。お忙しいところありがとうございました。その結果を右側、農地・非農地の判断結果に記載してあります。

今回の判断対象は全38筆、面積は合計で10.4ヘクタールです。うち、農地と判断したものは2筆、非農地と判断したものは36筆でございます。

ご承認をいただきますと所有者へ非農地通知書を送付し、こちらの農地・非農地判断対象地一覧表を法務局などの関係機関へ情報提供することといたします。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 事務局より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、農地法第2条の規定による農地の判断について原案のとおり決定いたします。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

塩田委員 今、早津委員からもあったんですが、18ページを見てください。位置図、これ局長、分かりますか、この場所、この図面で。

事務局長 18ページの位置図についてのことですか。

塩田委員 今年の4月からこういうふうに分からない図面というのが結構いっぱいある。8ページだって大ざっぱには出ていますけれども、今までこういう図面というのはなかったんです。4月以降、後から見てもらったら分かると思いますけれども、何か紛らわしい図面がちよっと多過ぎます。もっと分かりやすい図面で出せるような対策をしてください。

会 長 事務局。

事務局長 大変失礼いたしました。これまでは申請書に添付されている図面をそのままつけているわけですが、必ずしもその図面が見やすいかというと、そうでないものも見受けられますので、そういう場合には事務局で分かりやすい位置図へ修正した上で、また印刷についても薄くならないように以後気をつけて、議案書を作成したいと思います。このたびは大変失礼いたしました。

会 長 位置図についての薄いものとか、それから分かりにくいものについては、今後事務局で修正するということでもあります。

そのほかに。

深谷委員。

深谷委員 最後の農地・非農地判断について、有賀委員が地目変更の件で勉強してきたような

ので有賀委員お願いします。

会 長 では、有賀委員のほうから。

有賀委員 では、私のほうから、今、地目変更の件での話出ましたけれども、実際、白河市農業委員会としては、地目変更まではタッチしないです。そうした場合に、例えば非農地証明、過去においてもそうなんですけれども、本人に言っても、そのまま登記申請というんですか、地目変更しない方が結構おられるんです。この理由というのは、やっぱり経費がかかる。それと面倒くさいということなんですけれども、実際、本人申請でやれば、一切お金かかりませんので、その辺のアドバイスができれば一番いいのかなと思います。

実際、これ、士業の方にお問い合わせすると、非農地申請から登記までですと大体10万円前後。農業委員会に関わりない地目変更ですと7万円までというような回答が本人のほうにしているために、10万円もかけたくないという話もありますので。相談があれば、農業委員としても申請書類関係とか、本人が法務局に持っていけば、懇切丁寧に受けてくれますので、そうすれば手数料なしで地目変更できますので、ひとつ。なんだったら私も相談受ければ手助けはしたいと思います。

以上です。

会 長 今、有賀委員のほうから、非農地証明を持って法務局で登記をする場合には経費はかからないということで、その部分の周知についてもきちんと教えておけば進むかなという意見が出されました。

事務局。

事務局長 非農地の判断につきましては、農地法の運用・通知において義務化していたり、農地として復元しても利用が難しいと判断される場合は、速やかに非農地判断を行うこととされています。非農地とされた農地は、所有者等において地目変更登記を行うこととなりますが、市町村によっては非農地と判断した土地の所有者の意思を確認した上で、市町村が一括して地目変更登記を法務局に申し出ているところもあると伺っております。

現在本市では、土地所有者の意思に委ねているところがありますが、お話がありましたように手続関係で面倒であるといったことや費用の関係というお話もありましたので、非農地証明書の通知に併せ地目変更登記申請の手順や登記申請書を同封するなどスムーズに事務手続きがされるよう指導の支援をしていきたいと思っております。

有賀委員 ありがとうございます。

そんな中で、今、法務局ではどのような対応をしているかといいますと、皆さんも既にご

承知かと思うんですけれども、相続関係、3年以内にやらないと過料に処すとか、いろいろな部分が出てきております。

そんな中で、法務局の入り口には個人申請、本人申請してくださいというような貼紙が、全面的に貼られております。予約制で、法務局は一から十まで指導をしてくれますので、相続問わず、今言った地目変更にしても、せっかく農業委員会から出た非農地証明を持って行けば申請書もありますし、それに自分で記入して提出すれば無料でできるということです、農業委員としてお手伝いできればなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

会 長 そのほか、皆様からありませんか。

なければ、事務局。

事務局長 議案審議大変お疲れさまでした。

続きまして、今年度の農地利用状況調査に関しまして、担当の三浦より説明させていただきます。

なお、質疑等ございましたら、説明後に一括して受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局（三浦副主査） それでは、利用状況調査についてご説明いたします。

皆様のお手元に地番図とファイルをお配りいたしました。2セット置いてあるかと思いますが、担当地区としては同じ内容になっております。ファイルの中に調査日誌と利用状況調査資料、今回の説明用資料と、あと農地一覧リストが入っております。調査方法、内容については昨年とほぼ変わりませんので、要点だけご説明いたします。

説明書の1ページ、日誌をめくったところをご覧ください。

現地を確認していただいた後は、地番図にシールを貼っていただいて、あと農地一覧リストのほうにもその判定の内容を記入していただいているところです。去年の判定と変わらない農地、去年緑で、今年も緑といったような農地については、記入する必要はありませんので、そのままリストのほうは空欄で構いません。去年までは色がついていた、緑、黄色等の色がついていたけれども、現在は耕作されている農地、こういった農地につきましてはこちらで修正しますので、その旨ご記入ください。提出いただきますのは1枚目、ピンク色の調査日誌に記名と押印の上で、9月の総会で提出をお願いします。提出していただくのは、一覧のリストと日誌が入った緑色のファイルと、バインダーに挟んだままの地番図、こちらの2つを提出をお願いします。

2ページをご覧ください。

判定の区分と、国から参考写真をもらいましたので一緒に載せてあります。緑、黄色、赤と下にいくほど荒廃の度合いがひどくなります。特に問題なく耕作されている農地については、色はなし、無色です。

3ページに地番図の記載例を載せてあります。地番図には昨年までの調査結果が色別で載ってますので、地番図内の農地を調査していただきます。提出いただいたものにつきましては、その結果を事務局のほうで集計しまして、緑と黄色の判定の土地、こちらの土地の所有者へは利用意向調査アンケートを実施します。赤判定の土地につきましては、先ほど決定いただきました農地・非農地判断対象リスト、あちらのほうに抽出しまして、今後、農業委員会のほうでまた非農地の判断を行います。非農地と判断された土地の所有者へは、非農地通知書のほうが送られます。

今年も調査の際には、名札と農業委員会の帽子とを着用いただき、野生動物や転倒、熱中症などにも十分ご注意ください。ご不明な点や、地図で見づらい場所があれば、事務局や各庁舎分室までお問合せください。

今年、新型コロナウイルス感染症対策の一環で人数を減じて総会のほうを開催させていただいてますので、お手数ですが、推進委員さんの分と一緒に置いてありますので、そちらをお渡しいただくと大変助かります。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、調査のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 そのほかにありませんか。

今の事務局からの説明について、質問等ありましたらお出してください。

大丈夫ですか。

ないようなので、そのほかに事務局から。

事務局長 今しがたお話をさせていただきました農地利用状況調査につきまして、今日の今日で質問というのなかなか難しいと思いますので、調査に関しまして今後、ご質問やご不明な点等ありました場合には、お気軽に事務局までお問合せいただければと思います。

また、担当からも話がございましたが、まだまだ暑さが続くと思いますので、熱中症はじめ野生動物等には十分注意をされて、調査を行っていただきますようお願いいたします。

続きまして、「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討のお願いであります。

お手元に配布しております資料をご覧くださいと思います。依頼文にも記載しております

ように県の農業会議より、例年12月に予定しております本県選出国會議員への要請集会での要請の内容について素案をまとめたことから、各市町村農業委員会でその内容について検討してくださいとの依頼がありました。

つきましては、依頼文にもう記載してございますが、来月9月13日を期限として、委員の皆様よりご意見を頂戴したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後、次回総会の日程でございます。

今回は9月30日木曜日になります。同じく午後2時より、この会場での開催となりますので、よろしく願いいたします。なお、9月の総会の参集人員でございますが、ご承知のように現在県内は、急激な感染拡大によりまして病床使用率が上昇するなど、医療提供体制の逼迫が深刻となっております。このような状況下で、これ以上の拡大を防ごうといわき市、郡山市、福島市の3市において、まん延防止等重点措置が適用され、これが9月12日まで延長となっております。また、この3市以外の県内全域を対象に、今度は県の独自対策ということで、不要不急の外出自粛要請、あるいは飲食店等に対する時短要請、さらに事業所などに対してはローテーション勤務やテレワークを呼びかけまして、人と人との接触機会の低減を強く求めていっているところであり、この独自措置についても、9月12日まで延長されております。

9月の末までに今のような医療体制の逼迫状況がどの程度改善されるのか、あるいは9月12日まで延長されたまん延防止等重点措置であったり、県の独自対策がまた今後延長されるのかどうか、今後の動向を注視しつつ、引き続き会長と協議の上、判断してまいりたいと考えております。

連絡事項等については以上であります。

会 長 事務局より連絡事項ということでありました。

そのほかに皆様からありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上をもちまして本日の総会を終了いたします。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、令和3年第8回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時10分)